

随意契約に付し、比較見積を省略する理由

日本万国博覧会記念公園 入園ゲートシステム改修工事

平成28年から運用開始している入園ゲートシステムについて、システム稼働の根幹となるサーバーパソコンの更新及び自動券売機22台の新紙幣（令和6年7月より流通予定の千円紙幣・五千円紙幣・一万円紙幣）に対応させる必要がある。

サーバーパソコンは、運用開始から7年以上が経過しており、メーカーによる24時間365日サポートも終了しているため、万が一サーバーがダウンした場合、事前登録された団体予約の発券等や年間パスの読み取りができなくなるなど、公園運営に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

また、入園ゲートシステムは、サーバーパソコン、自動券売機、ゲート、管理端末パソコン、帳票プリンター、サイネージパソコン等で構成されており、既設の入園ゲートシステム構成を継続したままで、サーバーパソコン及び自動券売機の整備を行うのが合理的である。

現在の入園ゲートシステムは、全てシンフォニアエンジニアリング株式会社の独自製品であり、整備にあたっては、本システムに対応したサーバーパソコンの調達、同社独自技術のソフトウェア等のセットアップ、既存サーバーからのデータ取得及び管理端末の調整作業等が必要である。また、自動券売機を新紙幣対応へ整備するにあたり、自動券売機に新紙幣対応読取ユニット装置を組み込むには、同社独自製品の必要がある。

本システムの整備にあたっては、設計・製作・修繕及び部品供給体制が確立し、本システムを熟知した専門技術者を有することが必要であることから、シンフォニアエンジニアリング株式会社でしか履行出来ない。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号によりシンフォニアエンジニアリング株式会社 大阪支社と随意契約を締結し、大阪府財務規則第62条ただし書き及び大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の特定の者でなければ履行できないものに該当することから、比較見積を省略するものである。